「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	26213	デイサービス送迎車による外出支援事業	昼間利用されていないデイサービス送迎車等を用いて在宅で高齢者の外出支援サービス事業を実施する場合、自家用輸送の取扱いとする。	【政策課題】 ＜地域包括ケアの未成熟＞ 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人に上る。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実に多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。 【解決策】 ③地域包括ケアの実現 　在宅で寝たきり高齢者に対して、訪問診療や配食等の在宅サービスを積極的に利用できるよう各規制の緩和等を行うとともに、利用者に合わせた柔軟なサービス提供を行うために、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーションを一体的に提供する新たなサービス類型を創設し、在宅を可能とする地域包括ケアを実現する。	1回目	厚生労働省	厚生労働省老健局振興課	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）	D	－	－	－	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」では、以下のとおり一定の要件を満たせば、通所介護の提供は事業所外でも可能となっている。 〇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 第三　介護サービス 六　通所介護 3　運営に関する基準 （2）指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ④ 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 イ　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること	a	了解した。	厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
					1回目	国土交通省	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第49条	D	－	－	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第49条 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）（厚労省）	デイサービス等を経営する者が、自己の事業所の利用を目的とする通所・送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送（自家輸送）と解され道路運送法の規制の対象とはなりません。 　通所介護は事業所内でサービス提供を行うことが原則ですが、一定の要件を満たす場合は事業所外でサービスを提供することができるとされています。その場合は、サービス提供場所までの移動について、事業所内で行う訓練を便宜上事業所外で行っているにすぎず、上記と同様に自家輸送として扱うことが可能です。 　なお、事業所外への移動に係る部分について、運送に係る対価が発生していると認められる場合は、道路運送法に基づく許可又は登録が必要です。	a	了解した。	国土交通省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	26214	ICTを活用した居宅療養管理指導事業	医師による同月の二回目の往診については、ICT（テレビ電話等）を活用した居宅療養管理指導（医師に限る）についても介護報酬の算定対象とする。	【政策課題】 ＜地域包括ケアの未成熟＞ 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人に上る。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実に多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。 【解決策】 ③地域包括ケアの実現 　在宅で寝たきり高齢者に対して、訪問診療や配食等の在宅サービスを積極的に利用できるよう各規制の緩和等を行うとともに、利用者に合わせた柔軟なサービス提供を行うために、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーションを一体的に提供する新たなサービス類型を創設し、在宅を可能とする地域包括ケアを実現する。	1回目	厚生労働省	厚生労働省老健局老人保健課	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）	E	－	－	居宅療養管理指導は、介護保険法（平成9年法律123）第8条第6項に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚令37）第84条において、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならないと定められているものである。	〇　介護報酬は、国費や第2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、研究・実証を踏まえた上で、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものである。したがって特区制度の枠の中で地域限定的に介護報酬の特例を認めることは、そもそも馴染まない。 〇　居宅療養管理指導は、医師等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことを評価するものであり、往診又は訪問診療を行った日にのみ算定できることとしている。 〇　そもそも医師による患者の診療においては、対面診療が原則であり、遠隔診療はあくまで補完的な位置付けである。このため、遠隔診療に対して診療報酬上の評価を行う場合には、対面診療と比べた際の患者に対する医療サービスの質についての科学的なデータが必要であり、現時点においては、診療報酬上の対応を行っていない。 〇　居宅療養管理指導の評価も同様の考え方によるものであり、貴市の提案は保険制度上の評価に関する考え方の原則を否定するものであるから、対応できない。	d	いったん岡山市においてスキームを再検討するので、必要に応じて相談にのっていただきたい	提案の実現に向けて、自治体はスキームについて更に検討を行うことが必要。一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえた上で次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。	ⅴ
					2回目												